

(件名) 「川内原子力発電に関する特別委員会」の設置を求める陳情書

(陳情の趣旨)

薩摩川内市久見崎町に九州電力が建設した原子力発電所は、1号機1984年7月4日、2号機1985年11月28日に営業運転を開始し、もうすぐ40年になります。

1974年7月、県議会は建設賛成の陳情を強行採決し、建設が強行されました。さらに、2011年福島原発事故をきっかけに、全国の原発がすべて停止した後、2015年全国で最初に伊藤祐一郎知事(当時)が再稼働に同意し、県議会も知事の同意を追認しました。しかし、当時、県議会には川内原発に関する諸問題を審議する「特別委員会」が設置されており、県民が審議を傍聴できたことは評価に値するものでした。

2022年10月、九州電力は川内原発の運転期間延長を原子力規制委員会に申請しました。県では「原子力安全・避難計画等防災専門委員会」に「運転期間の検証に関する分科会」を設置し検証の最中でした。その後、「適正」とまとめられ知事も容認した委員会報告に対して、分科会に参加した専門家からは「責任をもてない」と強い異議が申したてられています。

老朽化に伴う原子炉内部や配管などの状態が検証によって完全に把握できるのでしょうか。また、原発は平時も原発そのものが解決できない核のゴミや温排水など幾多の問題を抱えています。原発がある限り、老朽化・人災・地震などの天災・戦争などによる原発事故の不安に怯えることになります。

運転延長ありきの九州電力と県知事に対して、県民は「県民投票で県民の意思を問うべき」として県民投票条例を求める署名運動を展開し、わずか2ヶ月で必要数の倍近い署名を集めました。運転延長の賛否に関係なく、多くの県民が直接意思決定に参加したいと考えています。

県議会は県民から選出されており、県民の意見を反映する責務があります。県民投票や延長運転の是非についてはもちろん、原発についての諸問題を協議するために、県議会に以下のことを陳情いたします。

記

一、県議会に「川内原子力発電所に関する特別委員会」を常設すること。